

擁壁工事が一般的ではない施工方法となっているが安全性を確認したい

相談内容	<p>プレハブメーカーと住宅建築の請負契約を締結し、併せて外構工事も施工してもらった。敷地が隣地より高く、境界上に高さ 1.2m 程度の盛り土と既製品の鉄筋コンクリート製の L 型擁壁を施工したが、擁壁の底盤部分が見えており、捨てコンクリートも見えている状態で、捨てコンの上には既製品の擁壁が乗っているといた状況にある。</p> <p>構造に関しては素人ではあるが、これまで見てきた擁壁は底盤部分が土の中に埋まっていることが一般的であり、安全上不安である。このことを請負業者に指摘したところ、「大丈夫」というだけである。隣地からは何も言われていないが、今後指摘を受けることも想定される。このような構造方法は一般的なのか確認したい。また、擁壁の倒壊も心配であり、事故が起こった場合に建築主として責任を問われることはないのか。</p>
回答内容	<p>一般的に鉄筋コンクリート製であろうと、練積みブロック製であろうと、擁壁の構造は、底盤部分は土中に施工されます。擁壁を施工するには背面の土圧に対して、①転倒しないこと、②沈下しないこと、③移動しないこと、を安全性の確認の条件とされています。また、地震時における安全性についても同様に検討されます。底盤部分を土中に施工する意味は、③の移動しないようにすることが主な目的であり、擁壁全体の設計においては、①の転倒に抵抗することにも関係する場合があります。</p> <p>擁壁は、背面に土圧が掛かることによって滑動（移動）してしまう可能性がありますので、底盤部分を地表面より一定の深さに施工することによって、背面の反対側の土圧によって滑動に対して抵抗することとなります。</p> <p>相談されている擁壁の構造は、一般的には考えられない工法ではないかと思います。業者が「安全」というのであれば、現状の構造によって行った構造計算書の提示を求め安全性を確認すべきです。また、設置された擁壁が既製品の L 型擁壁であることから、擁壁メーカーにおいて、あらかじめの構造計算が行なわれているのが一般的です。製品のカタログや仕様書などをメーカーから入手して、示されている標準施工方法を確認してみたいかがでしょうか。標準的な工法でないとなれば、擁壁メーカーに現状の構法を示して安全性の確認をってもらうことも考えてはいかがでしょうか。</p> <p>こうした確認は専門家でなければ確認が難しいことです。構造計算書やメーカーからのカタログや仕様書などの確認は、建築士など擁壁の構造に関して確認ができる技術者に相談されることをお勧めします。</p> <p>また、こうした確認によって構造上の欠陥が明らかになった場合は、工事が完了していても、「瑕疵」や「債務不履行」として請負業者に対応を求めることとなりますし、故意であるとなれば、不法行為となり、いずれも安全性が確保できるよう改修することとなります。</p> <p>実際に転倒して、第 3 者を含めて損害が生じた場合は、すでに、発注者が安全性について指摘していることから、請負業者側が損害賠償責任を負うこととなります。</p>